

鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、鹿屋市が実施する「鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託(以下「本業務」という。)」の事業者候補選定について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1)業務名称

鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託

(2)業務の目的及び内容

別紙「鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託仕様書」のとおり

(3)業務委託期間

①鹿屋市再生可能エネルギー導入目標設定支援業務委託

契約締結日から令和6年1月19日まで

②鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定支援業務委託

契約締結日から令和6年3月15日まで

(4)契約限度額

12,070,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 担当部署

鹿屋市市民生活部生活環境課

担当：古鉄、小原

〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号

TEL 0994-31-1115

e-mail seikatsu@city.kanoya.lg.jp

4 委託業者の選定方法

公募型プロポーザル方式(以下「本プロポーザル」という。)により選考し、審査基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。

5 業者の選定

鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において要件を定め選定する。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとするものは、次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。

ただし、共同提案を行う場合は、代表者は以下の全ての要件を満たしている事業者であるとともに、代表者以外のものは、(7)及び(8)を除く全ての要件を満

たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国、地方公共団体等による工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)、県税(事業税、県民税)及び市税を滞納している者でないこと。
- (6) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間において、国の機関又は地方公共団体が委託する再生可能エネルギー導入調査業務又は地球温暖化対策実行計画(区域施策編、事務事業編)策定業務の受託実績があること。ただし、アンケート調査、印刷など業務の一部の実績は認めない。
- (7) 本業務遂行中の円滑な連絡調整及び緊急時の迅速な対応が行えるよう、九州内に本社、支社又は営業所を有していること。
- (8) 令和5年度鹿屋市物品調達等入札参加資格を有していること。

7 実施スケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、次のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び時間外には、受付等を行わない。

なお、このスケジュールは参加者の状況、審査進捗等により若干変更する場合があります。

内 容	期限及び期間
公募の開始	6月13日(火)
質問受付期間	6月13日(火)～6月22日(木)17時
質問回答期限	6月23日(金)
参加表明書受付期間	6月13日(火)～6月26日(月)17時
参加資格確認通知書及び参加要請書送付	6月28日(水)
企画提案書提出期限	7月25日(火)17時
選定委員会(プレゼンテーション)	7月27日(木)
審査結果通知	8月上旬
契約締結	8月上旬
履行期限(鹿屋市再生可能エネルギー導入目標設定支援業務委託)	令和6年1月19日(金)
履行期限(鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定支援業務委託)	令和6年3月15日(金)

8 関係資料の配布

(1) 関係資料

- ① 鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託プロポーザル実施要領
- ② 様式(様式1号～様式3号)
- ③ 鹿屋市ゼロカーボンシティかのや推進計画策定等支援業務委託仕様書

(2) 配布方法等

本市ホームページからダウンロードすること。

なお、(1)関係資料に掲げる資料以外の本市が有する仕様書記載の資料については、業務着手時に本業務の受託事業者に提供する。

9 質問書の受付及び回答

①	受付期間	令和5年6月13日(火)から令和5年6月22日(木) 17時まで
②	質問方法	質問書(様式第3号)を電子メールで送信 ※電子メールの件名は「鹿屋市ゼロカーボンシティかのや 推進計画策定等支援業務委託に係る質問」とし、電話連絡で受信を確認すること。 ※メールアドレス: seikatsu@city.kanoya.lg.jp
③	回答方法	質問及び回答を取りまとめたうえで、令和5年6月23日(金)までに、参加表明書を提出した者に電子メールにて回答する。
④	その他	電話や口頭での質問には応じない。また、本事業に関係のない質問や本プロポーザルに公平性を保てないと判断した場合等は、回答しないこともある。

10 応募方法(参加受付)

①	受付期間	令和5年6月13日(火)～令和5年6月26日(月) 17時
②	提出書類	参加を希望する者は、公募型プロポーザル方式参加表明書(様式第1号)に会社概要及び業務実績のわかる資料(任意様式)を添付して提出すること。 【会社概要の必須項目】 会社名、本社及び支社等所在地、業務内容、連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス) ※共同提案を行う場合、代表者以外の事業者も、代表者と同様に会社概要及び業務実績のわかる資料(任意様式)を提出すること。また、国税(法人税、消費税及び地方消費税)、県税(事業税、県民税)及び市税に係る滞納のない証明を提出すること。
③	提出場所	鹿屋市市民生活部生活環境課 〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 (電話 0994-31-1115)
④	提出方法	郵送又は持参(提出期限日17時必着)

11 企画提案書等の提出

(1) 提出物、期限等

①	提出物	・提案書(提出届)(様式第2号) ・企画提案書(10部) 1社1案とし、仕様書記載事項の実施内容や独自の提案等を記載すること。 ・企画提案書の合計枚数は10枚(両面20ページ)以内とする。
---	-----	---

		<p>※市民・事業者・本市が一体となった施策について具体的に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール（10部） ・見積書（1部） <p>仕様書を踏まえた積算内訳（消費税込）を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要及び業務実績がわかる資料（10部） <p>※応募資料の規格は日本産業規格A4版サイズを基本とする。（資料については日本産業規格A3版の折込も可とする。）</p>
②	提出期限	令和5年7月25日（火）17時まで（提出時の説明は不要）
③	提出場所	鹿屋市市民生活部生活環境課 〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 （電話 0994-31-1115）
④	提出方法	郵送又は持参（提出期限日17時必着）

(2) その他

提出期限までに上記提出場所に提出されなかった提出書類は、いかなる理由をもっても受理しない。

- ①提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③提出された書類は、本業務の委託業者を選定する目的以外に提出者に無断で使用はしない。
- ④提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。

12 プレゼンテーション

(1)開催日時（予定）

令和5年7月27日（木）

※時間は別途連絡する。

(2)開催場所

鹿屋市役所内会議室

※会議室名は別途連絡する。

(3)実施方法

- ①実施順は、企画提案書の受付順とする。
- ②実施時間は、1事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑10分以内）とする。
- ③説明は、提出済みの企画提案書をもとに説明する。その際、提出済書類以外の資料の追加は認めない。なお、説明は、本業務に従事する者が行うことが望ましい。
- ④プレゼンテーションに際して必要な機器のうち、プロジェクター、接続ケーブル及びスクリーンは市が用意する。パソコン等の端末機器は、提案事業者で用意すること。
- ⑤公平な評価の実現のため、プレゼンテーションにおいては、社名が類推できないような配慮をすること。
- ⑥プレゼンテーションは、Zoomを使用したオンライン会議方式で行うことができる。ただし、Zoom ミーティング ID は、参加事業者で準備することとする。

- ⑦指定時間までに来所できなかった場合、参加を辞退したものとみなす。
- ⑧プレゼンテーションは非公開とする。

13 プレゼンテーションの評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等をもとに、下記により評価する。

審査項目	評価事項	配点
事業者評価	業務実施体制	5
	業務実績	5
	事業責任者等の実績、経験等	5
企画提案書	業務理解度	10
	業務工程に関する提案	10
	地域理解度・妥当性	40
	業務内容に関する提案	10
	追加提案	5
	プレゼンテーション能力	5
見積価格	5 × 全事業者中最低見積額 / 見積額	5
合 計		100

14 委託候補者の特定

- (1) 選定委員会委員が評価基準に基づき提案内容を評価し、各委員の採点の合計得点が最も高い参加者を委託候補者として特定するとともに、次点者を1者選定する。
- (2) 参加者の評価点が同一となった場合には、企画提案書及びプレゼンテーションの「地域理解度・妥当性」の評価点が高い参加者を委託候補者とする。それでも差がつかない場合、委員間の協議により特定する。
- (3) 上記にかかわらず、評価点が60点未満の場合には、委託候補者として特定しない。
- (4) 参加者が1者の場合であっても、委員会による評価を行い、評価点が60点以上を満たしていると認められた場合に、その参加者を委託候補者として特定する。

15 審査結果の通知・公表

審査結果は、企画提案書を提出した参加者に書面で通知するとともに、企画提案書及びプレゼンテーションにおいて、最も高い評価を受けた事業者のみ、事業者名を本市ホームページにて公表する。

なお、審査結果に関する質問や異議申し立ては受け付けない。

16 業務委託の契約等

(1) 契約の締結

本市と委託候補者の間で、委託内容や条件について協議を行い、委託業務の仕様書を確定した上で、契約を締結する。

(2) その他

委託候補者の決定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記

した辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、この場合は次点者を委託候補者とする。

17 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号）に基づき、請求者に開示することを踏まえ、開示することにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まれないよう留意すること。